

# 岡山県公共工事設計資材単価公表取扱要領

## (趣旨)

第1条 この要領は、岡山県農林水産部及び土木部が所管する公共工事の設計資材単価公表の範囲及び取扱を定める。

## (公表の目的)

第2条 設計資材単価を公表することにより、設計価格算出の透明性を確保し、より一層の競争性・公平性を期することを目的とする。

## (公表の範囲)

第3条 公表の範囲は、岡山県農林水産部及び土木部が独自で調査機関に委託して調査した資材単価及び岡山県の発注する公共工事で使用する労務単価（以下、「公表単価」という。）とする。

## (公表の方法等)

第4条 公表単価の公表方法は、県庁ホームページへの掲載及び県庁（4F）県政情報室（総務学事課行政情報班）での閲覧とする。なお、閲覧場所でのカメラ、デジタルカメラ、カメラ付き携帯電話等による撮影は禁じるが、備え付けコピー機（有料）でのコピーは可能とする。

2 閲覧場所での閲覧時間は、県の休日を定める条例（平成元年岡山県条例第2号）第1条第1項に規定する県の休日を除く日の午前9時から午後4時まで（正午から午後1時までを除く。）とする。

3 公表単価の内容に関する問い合わせには応じないこととする。

## (複製の禁止)

第5条 本単価表を複製、転載、磁気媒体等に加工することを禁じる。

## 附 則

この要領は、平成27年5月1日から施行する。

# 岡山県公共工事設計資材単価公表取扱要領の運用方針

## 第3条（公表の範囲）関係

- 1 毎年度5月1日を公表基準日とし、公表基準日における設計資材単価を公共工事設計資材単価表に公表対象単価として掲載する。労務単価については4月1日を公表基準日とする。
- 2 公表単価は、毎年公表基準日に改正する。
- 3 公表基準日から翌年の公表基準日の間に設計資材単価の改定があった場合には、その都度、当該改定内容を記した文書を当初分から累加して公表する。
- 4 単価決定方法を定めた「岡山県公共工事建設資材単価決定要領」及び「岡山県公共工事建設資材単価決定要領の運用」を含め公表する。
- 5 特別調査により単価設定を行っている資材については、当該公文を当該設計図書の見積参考資料に添付する。

## 附 則

この運用方針は、平成27年5月1日から施行する。